

審 1104-M0071

2011年4月22日

1級審判員 各位

女子1級審判員 各位

(財)日本サッカー協会審判委員会

委員長 松崎康弘

一時的な中断の時間の取り扱いについて

主審が競技規則第5条に規定する“一時的に中断”をした場合、その時間はアディショナルタイムとして取り扱わないことを確認して下さい。

例えば、緊急地震速報に対応するため、ゴールが壊れて新しいゴールを設置するなどのために一時的に試合を中断した場合、ランニングタイム計測用のストップウォッチも止めるなどして、そのために要した時間をアディショナルタイムに加えないようにして下さい。

なお、一時的に試合を中断した場合、試合時間に係る会場の混乱を避けるため、会場の運営責任者等と事前に打ち合わせをして、試合時間を表示する会場の時計も止めるようにして下さい。

写し送付先： (社)日本プロサッカーリーグ事務局長 中西大介 様
(社)日本フットボールリーグ事務局長 加藤桂三 様
(社)日本女子サッカーリーグ事務局長 石井正明 様
S級、1級審判インストラクター 各位
(財)日本サッカー協会審判委員会委員 各位
地域サッカー協会審判委員長 各位
都道府県サッカー協会審判委員長 各位

追記

同通達の発信時は、宛先が「1級審判員・女子1級審判員」となっていましたが、全ての試合において同様な対応を求められるものであるため、全ての級の審判員が対象となるものです。